

**コモンズとしての水環境に関する  
多様な人々の意思決定と  
合意形成過程：社会心理学・環境社会学による検証**

野 波 寛

水環境学会誌 第34巻 第11号 (2011)

pp. 336～340 別刷  
社団法人 日本水環境学会

# 水環境の多面的な価値とその評価の試み

近年の水環境保全活動では、行政や地域住民などさまざまな関係者の協働の下に実施していくことが不可欠となっている。そのためには、さまざまな関係者が水環境に対してどのような意識や思いを持っているのか、その主観的な価値判断を把握しておくことが重要である。また、従来の理化学的指標による水質評価だけでなく、ランドスケープや快適性などの主観的評価も含んだ水環境を多角的かつ総合的に捉える指標が開発されており、実際の水環境保全の現場で利用され始めている。

本特集では、地域住民等の水環境保全への意識や行動について心理学等の手法やその解析事例を解説するとともに、水環境の保全と多面的な評価の実例について紹介する。

(担当編集企画委員 東洋大学 荒巻 俊也, (株)共立理化学研究所 石井 誠治)

## コモンズとしての水環境に関わる多様な人々の意思決定と 合意形成過程：社会心理学・環境社会学による検証\*

野 波 寛

### 1. はじめに

海・森・川などの自然財は、そこに関与する不特定多数の人々の行動の蓄積によって、枯渇あるいは持続的利用が決定される共有財（コモンズ）のひとつである。本稿では、コモンズとしての自然財の保全に関わる多様な人々の意思決定と合意形成の過程について、社会心理学および環境社会学における知見を概観する。

社会心理学や環境社会学では、コモンズの持続的利用に向けた個々人の意思決定や、人々の間での合意形成に

ついて、社会的ジレンマの枠組みにもとづく研究の蓄積がある。コモンズの持続的利用を目指す行動の規定因、あるいは制度構築やそのための合意形成の手法に関する検討は、社会心理学や環境社会学における主要な課題のひとつなのである。本稿ではこれらより、海・川・湖沼などコモンズとしての水環境の保全に向けた人々の行動の分類と規定因、水環境に対する多面的な評価が人々の意思決定に及ぼす影響、ならびに水環境の管理に関わる多様な人々の間での権利の相互承認について論ずる。

### 2. 河川と湖の保全：個人行動と集団行動の規定因

コモンズとしての水環境は、多数の人々が保全行動をとることで良好な環境の保全という全体的な利益（集合利益）が達成され、それに貢献した人々も環境保全の恩恵を受けることができる。したがって、集合利益の達成に貢献せず、多数者によって達成された集合利益のみを享受することが、個人利益を最大化させる最も合理的な行動となる。しかし多数の人々がそのように合理的に行動すると、集合利益そのものが達成されず、すべての人々が非合理的な結果を被る。

こうした社会的ジレンマ構造を内包した行動は集合行為（collective action）と呼ばれ、環境配慮行動のほかに労働組合活動などが社会科学的分析の対象となっている（Olson, 1971<sup>1)</sup> : Kelly & Breinlinger, 1996<sup>2)</sup>）。水環境をはじめとする自然財の適切な保全、あるいは良好



Hiroshi Nonami

平成2年 岡山大学文学部卒業  
6年 名古屋大学大学院文学研究科後期  
課程中退  
同年 同大学文学部心理学科助手  
9年 関西学院大学社会学部専任講師  
13年 同社会学部助教授  
20年 同教授  
博士（心理学）  
国立環境研究所客員研究員

\* The Process of Decision Makings and Public Discourses among Various People around Water-environment as Commons: Investigation by Social Psychology and Environmental Sociology

な労働条件の確立などがときに達成困難となるのは、これらが集合行為だからである。たとえば、人々は組合活動にともなう時間的・労力的なコストを予測し、そのコスト評価によって組合活動への参加をやめるという意思決定を行う。自己のコスト評価という合理的な意思決定を行うがゆえに、多くの人々は組合活動に参加しないのである。同様に環境配慮行動も、その実行には個人的なコストの負担が予測されるため、人々は環境配慮行動の実行に消極的となる。しかしその一方で Kelly & Breinlinger (1996) は、組合活動には「組合の選挙で投票する」「組合の機関誌を読む」などの簡単な参加行動と、「組合の選挙で立候補する」「組合の会議で発言する」といった困難な参加行動の2種があり、後者の行動ではコスト評価の影響が前者より小さいことを明らかにしている。ここからは、集合行為には多様な行動選択肢があり、すべての行動が合理的な意思決定に沿うとは限らないことが示唆される。

野波・加藤・池内・小杉(2002)<sup>3)</sup>と野波・加藤(2009)<sup>4)</sup>は、都市河川および琵琶湖に対する沿岸住民の環境配慮行動を、個人で実行・停止が決定できる個人行動 (personal behavior) と、他者との協働が不可欠で個人による実行・停止が困難な集団行動 (group behavior) に分類した。前者は、個人が自己の判断で家庭内の合成洗剤を石けんに切り替えるといった行動であり、後者としては環境団体への参加行動のように、参入者間にコミュニケーションと共通目標が存在する行動が挙げられる。個人行動は集団行動より統制しやすく、個人にとって行動にともなう自己のコストと利益の予測も容易である。よって、個人行動はコスト評価にもとづく合理的な意思決定がなされやすい。広瀬(1995)<sup>5)</sup>は、人々が環境問題のリスク認知や行動のコスト評価など多様な情報を処理した上で、環境配慮行動の実行・中止を決定するという意思決定モデルを提唱したが、環境配慮行動に関するこうした合理的な意思決定過程は、個人行動について成立しやすいと言える。

他方、集団行動の規定因としては、まずコミュニティ・アイデンティティが提起できる(野波・加藤, 2009)。コミュニティ・アイデンティティとは、コミュニティに所属するという知識と、所属を重要視する価値をもとに、人々が自らをコミュニティのメンバーとして位置づける自己概念である。環境社会学において、水路や沿岸海域といったコミュニティ内のコモンズの保全運動を記録した報告からは、多数の人々の協働が必要な集団行動は参加者間のコミュニケーションやネットワークを活性化させ、参加者のコミュニティ・アイデンティティを高揚させることができると示唆される(嘉田, 1995<sup>6)</sup>; 家中, 2001<sup>7)</sup>など)。すなわち、人々のコミュニティ・アイデンティティは、コミュニティ内におけるコモンズの保全を目的とした集団行動の規定因となり得る。さらに、保全対象とする河川や湖沼そのものに対する人々の愛着も、集団行動の重要な規定因である(野波ら, 2002; 野波・加藤, 2009)。場所ないし環境に対する人々の情緒的な結びつきはトポフィリア (topophilia: 場所愛) と定義される(Tuan, 1974<sup>8)</sup>)。コモンズとしての水環境の保全に関わる多様な行動のうち、個人行動は、前述のようにコスト評価の影響が強い合理的な意思決定にもとづく行動である。し

表1 個人行動と集団行動それぞれの規定因に関する重回帰分析結果(野波・加藤(2009)より)

	個人行動意図	集団行動意図
環境保全への一般的態度	.31***	ns.
リスク認知	ns.	ns.
個人行動コスト	-.34***	ns.
集団行動コスト	ns.	ns.
主観的規範	ns.	.33***
コミュニティ・アイデンティティ	.25***	.21***
トポフィリア	ns.	.24***
<i>R</i> <sup>2</sup>	.39***	.36***

(注)数字は標準偏回帰係数および重回帰係数、\*\*\* p<.001

かし統制可能性の低い集団行動は、行動にともなうコストや利益の予測が困難であり、コモンズへの愛着など情動的な要因の影響が相対的に大きくなると予測できる。

表1は、琵琶湖に対する沿岸住民の保全行動を個人行動と集団行動に分類し、それぞれの規定因を検証した結果である(野波・加藤, 2009)。個人行動には、個人行動のコスト評価がネガティブな影響を及ぼしていた。コスト評価が高くなるほど個人行動は低下する傾向が明らかになった。これに対して集団行動では、コスト評価の影響が示されなかった。有意な規定因となったのは、「近所の人たちは、琵琶湖の環境保全に熱心だと思う」などの項目で測定された主観的規範、および「琵琶湖に対して、愛着を持っている」といった項目で測定されたトポフィリアであった。「この集落の一員であることを誇らしく思う」などの項目によるコミュニティ・アイデンティティは、個人行動と集団行動の双方に対する規定因となった。

表1のように琵琶湖の保全行動を焦点とした野波・加藤(2009)、および都市河川の保全行動を取り上げた野波ら(2002)では、コスト評価が個人行動の規定因となる一方、水環境への愛着は集団行動にのみ影響を及ぼすことが示された。当初の予測どおり、人々は合理的な意思決定過程にもとづいて個人行動の実行・中止を決定するが、集団行動については情動的な意思決定過程を通じて決定する傾向があると結論された。

先述のように、コモンズとしての水環境の保全に関わる行動は、集合行為と定義できる。しかし集合行為には多様に分類できる行動選択肢があり、たとえば個人行動と集団行動ではそれぞれの行動の規定因も異なる。海洋や河川、湖沼などの持続的利用に関わる多様な行動をどのように分類し、それぞれの行動がどのような規定因から促進・阻害されるのか、社会心理学的な研究はこのような問題提起への回答を導くものと期待できる。

### 3. ため池の保全：コモンズに対する重層的な価値評価

コモンズとしての水環境には、利害や価値観の異なる多様なステークホルダー（アクター）が関与する場合がある。たとえば環境社会学では、新石垣空港建設をめぐり地元住民・一般市民・漁業従事者・行政・環境団体の間で係争が発生した経緯について、いくつかの報告があ

る（熊本, 1999<sup>9</sup>；家中, 2001など）。この事例で焦点となったサンゴ礁の沿岸海域は、「コミュニティの一部」・「観光資源」・「漁場」・「生態系」など多様な面からの価値評価が可能だが、そのいずれを重視するかがアクターごとに異なる。すなわち、コモンズに対しては単一の価値にもとづく評価ではなく、重層的な価値評価が成立し得る。これには環境経済学からの指摘もあり、Turner, Pearce, & Bateman (1994)<sup>10</sup> は森林の価値を利用価値 (use value: 木材収入や炭素固定など) と非利用価値 (non-use value: 生物多様性など) に区別する分類基準を提唱している。

今井・野波・高村 (2010)<sup>11</sup> は、ため池の保全が焦点となった兵庫県内の集落住民を対象として、ため池への重層的な価値評価が住民による保全行動の意思決定に及ぼす影響を検討した。兵庫県にはわが国で最も多くのため池が散在するが、歴史的に見ればこれらは農業用の灌漑用水を得るために、集落ごとに住民によって造成・維持されてきたものである。つまり、個々のため池はそれぞれ特定地域の人々が管理しており、外部の人々は関与しなかった。現在でもため池は、法的には財産区と呼ばれる組織に属する人々の共同所有物とされ、彼らが灌漑用水を得ると同時に、水利費の支払いや堤防・用水路の修繕など、ため池の保全に要するコストを負担する場合が多い。

不特定多数の人々がオープンにアクセス可能なコモンズに対して、集落や組織といった特定のカテゴリーに属する人々にのみ開かれたコミュニナルな資源は、ローカル・コモンズと定義される(井上, 2004)<sup>12</sup>。ため池は本質的に、財産区の人々にとってのローカル・コモンズであり、灌漑用水源の面から評価してきた。しかし近年、経済のグローバリゼーションにともない、従来は特定地域の人々が伝統的に生活基盤の一部として利用するのみだった自然財が、他の人々によって別の面から価値づけられる事例が散見されるようになった。この現象は環境社会学においてローカル・コモンズのグローバル化と呼ばれ、たとえば地域住民が伝統的に利用してきた熱帯雨林や沿岸海域を、政府が自然保护地域に指定して住民の利用を禁じる一方、同じ地域をさらに多国籍企業が資源開発の対象とする、といった例が報告されている(笠岡, 2001)<sup>13</sup>。

兵庫県内のため池にも、上記と同様に重層的な価値づけの進行する事例が見られる。すなわち、従来は灌漑用水源としての評価次元にもとづいて地域社会の人々が管理していたため池が、地域外の人々から親水地や生態系の保全地として焦点化されるようになった(産経新聞兵庫県版, 2011年7月24日付)。今井ら (2010) は、市街地化と農業従事者の高齢化が灌漑用水源としての農業資源価値にもとづくため池の保全を困難にさせていると指摘し、その上で、生態系の保全地という環境資源としての価値評価に沿ったため池の利用と管理を提起した。

地域社会の人々(主に農業従事者)が灌漑用水源として利用・管理する一方で、水生植物の観察などを目的とした市民活動も展開されるため池は、農業資源と環境資源という2種の価値が混在し、ローカル・コモンズがグローバル化する進行過程にあると言える。今井ら (2010) はこのようなため池を持つ地域住民を対象として、社会心理学的手法にもとづくアンケート調査を行い、2種の

価値評価がため池の保全行動に及ぼす影響を検討した。

図1は、環境配慮行動に関する意思決定モデル(広瀬, 1995)をもとに、ため池に対する2種の価値評価とため池の保全行動との関連を分析した結果である。ため池に対する環境価値評価は、ため池を保全したいという行動意図に直接的な影響を及ぼす一方(図中のパス  $\beta = 0.28$ )、「ため池の保全に周りが参加すれば、自分も参加したい」といった社会規範評価を介しての間接的な影響も及ぼしていた。農業価値評価から行動意図への影響は、これらに比較して低かった(図中のパス  $\beta = 0.15$ )。

この結果は、ため池を保全しようとの人々の行動を規定する主要因が環境資源としてのため池の価値評価であり、農業資源としての従来の価値評価は保全行動へ明確に結びつかないことを示唆するとも見える。ただし今井ら (2010) によれば、農業価値評価の影響が小さいのは、農業価値評価にもとづく保全行動が認知的な経過をとらない自動化した習慣的行動となっているためであるという。一方で環境価値評価は新しい価値観であり、ここから保全行動への認知的なパスが顕在化したことは、環境価値評価にもとづく保全行動が住民の間で習慣的行動に至っていないことを示すと解釈された。したがって今後、環境価値評価にもとづく保全行動の普及・持続には、環境資源としてのため池の価値評価を高めることが重要であり、このためには市民活動の長期的展開が有効であるとの指摘もなされた(今井ら, 2010)。

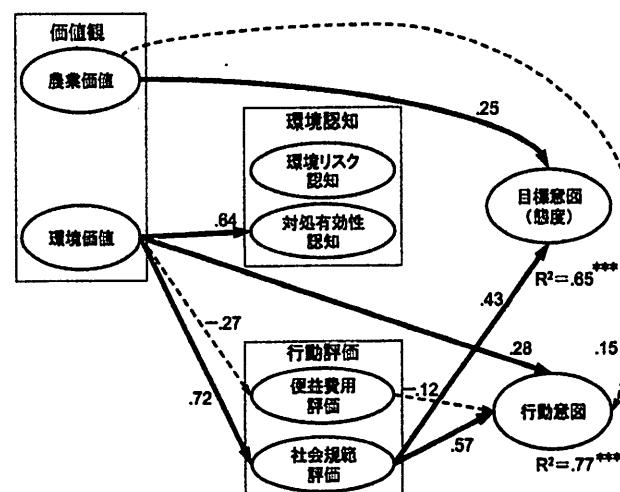


図1 ため池に対する農業資源価値と環境価値の評価から保全行動に至る意思決定過程のパス解析結果(今井・野波・高村 (2010) より)

今井ら (2010) の報告は、コモンズに対する重層的な価値評価によって、地域住民という単一のアクターに属する人々の意思決定が変化する過程を示唆したものである。この研究からは、地域社会の灌漑用水源というローカル・コモンズの保全に向けて人々の行動変容を促すために、環境資源というグローバルな価値評価をあえて導入することも効果的であるとの示唆がなされ得る。農業人口の減少が続く近年のわが国で、ため池の保全には農村地域と都市域の連携が不可欠であり、このためには地域社会の外部からの価値評価をため池に付与することも重要な一環であろう。その一方で、先に述べたように、

利害の異なる多様なアクターがコモンズへ関与する場合、コモンズに対するアクターごとの価値評価の相違から、係争の発生する可能性がある。地域社会の資源であったローカル・コモンズを、グローバルな価値である環境資源という面から評価することが、アクター間に係争を生む可能性を高めたとの報告も多い（坂本・野波・ハス、2010<sup>14)</sup>；赤嶺、2006<sup>15)</sup>など）。

生態系の保全といった環境資源としての価値評価はコモンズに対する多面的評価のひとつにすぎず、すべてのアクターを強制的に沿わせるべきものではない。水環境を含むコモンズへのローカル、グローバル両面にわたる重層的な価値評価を概観する上で、環境社会学や社会心理学にもとづく知見は重要な寄与をなしている。

#### 4. 沿岸海域の保全：管理者の正当性に関する合意形成

利害や価値観の異なるアクターがコモンズに関与する場合、コモンズの持続的利用には、それら多様なアクターの行動を統制する社会システムが必要になる。このような社会システムとして、Hardin (1978)<sup>16)</sup>はコモンズに直接関わる人々以外の強力な統制力にもとづく中央集権的管理を主張し、これに対して Ostrom (1990)<sup>17)</sup>は、小規模なローカル・コモンズの場合には利用者の合議にもとづく共同管理が有効と主張した。近年のわが国では、市民・企業・NGOなどが公共サービスや政策を共同的に決定・運用する公的決定システムの発動（社会的ガバナンス）が散見されるが（神野、2005<sup>18)</sup>）、これは Ostrom (1990) の提言に沿ったものと解釈できる。

しかしこモンズの共同管理の過程では、そこに参加する権利をどのようなアクターに承認するのか、どのアクターにコモンズの管理権を認めるかといった判断をめぐり、アクター間に不一致が生じ得る。すなわち、社会的ガバナンスの進展に際しては、多様なアクターの参加権や管理権の承認・否認をめぐり、アクター間に混乱が発生しやすい。新石垣空港建設の経緯で発生した漁業従事者・住民・行政の係争（熊本、1999）などは、コモンズの管理権の判断にアクター間で差異が発生した例である。

コモンズの管理権とは、コモンズの適正維持のために自他の行動へ一定の制限を加える権利と定義できる（中田、1993<sup>19)</sup>。野波・加藤・中谷内（2009）<sup>20)</sup>と野波・加藤（2010）<sup>21)</sup>は、コモンズに関わる人々の行動を統制する権利について、個人が何らかの理由・価値に沿って評価する主観的な承認可能性を、正当性（legitimacy）と定義した。このように権利の承認可能性として定義された正当性は、法規的・政治的な規範などの制度的基盤による自他の権利の承認過程である制度的正当性（institutional legitimacy）と、信頼性や有能性の評価といった認知的基盤にもとづく認知的正当性（perceived legitimacy）に分類される（Dornbusch & Scott, 1975<sup>22)</sup>；野波ら、2009；野波・加藤、2010）。

先述のように、多様なアクターが関与するコモンズの管理場面では、権利承認としての自他の正当性の判断をめぐり、アクター間で不一致が生じやすい。これについて野波ら（2009）は、以下の見解を提示した。明確な所有者が存在する私有財の管理権や利用権は、所有者のアクターに対して法規的に承認される。制度的に担保された正当性に関しては、その承認にアクター間で差異が発

生しにくい。他方、海や川などの自然財をはじめとするコモンズは所有者そのものが特定されにくく、所有者と利用者が乖離する場合も多い。管理者・利用者・所有者の基準が曖昧になるため、コモンズの管理権や利用権の判断は、そこに関与する各アクターの信頼性や有能性などへの主観的評価に依拠する部分が大きくなる。しかし、人々の評価を強制的に収束させる制度的基盤が乏しい認知的正当性は、各アクターの価値観や利害に応じて変化するため、コモンズの管理権の正当性をめぐってはアクター間での判断が相違しやすい。

コモンズの適正管理を目的とする合意形成に際しては、どのアクターにどんな根拠からコモンズの管理権を承認するかという正当性の評価が、制度的基盤のみならず認知的基盤にもとづいてアクター間で相互にどのように行われているのか、正当性の相互承認構造に関する検証が求められる。たとえば Häikiö (2007)<sup>23)</sup>は、環境政策の策定に参入する権利の正当性について、一般市民・地方政治家・管理課行政職員・環境課行政職員という4種のアクターの間での相互評価を検証した。一般市民と環境課行政職員は自らの専門性にもとづいて自己の正当性を承認したが、管理課の行政職員と政治家は上記2者の正当性に否認的であった。その一方で政治家は、法的に定められた選挙を経て選任されたことをもとに、自己の正当性を承認していた。さらに野波・坂本（2010）<sup>24)</sup>は、中国の内モンゴル自治区における草原の管理権の正当性に関して、牧民・都市住民・行政職員の間での相互承認構造を描出した。牧民は、自分たちが歴史的に草原管理の知識や技術を蓄積してきたという専門性の評価によって自らの正当性を承認する一方、こうした専門性が行政職員にはないと評価から、行政の正当性に否認的となった。この一方で行政職員は、行政による草原の管理権は法的な規定によるという制度的基盤にもとづいて自らの正当性を承認し、逆に法規的な裏づけがないとの理由から牧民の正当性を否認していた。これらの研究は、アクター間で自他の正当性の根拠となる制度的基盤と認知的基盤の評価に不一致が生じ、これによって正当性の承認に相違が発生した事態を報告したものである。

これらに対して野波・加藤（2010）は、沖縄県の恩納村における赤土流出対策を取り上げ、正当性の相互評価がアクター間で一致し、沿岸海域の共同管理が円滑にされる事例を報告した。恩納村ではサンゴ礁の沿岸海域（現地ではイノーと呼ばれる）が、観光資源・漁業資源となっている。イノーへの赤土流出源となり得る造成事業が村内で立案されると、主に村行政職員・漁業協同組合（恩納村漁協）関係者・一般住民の3者が協議会を設立し、事業者へ赤土流出防止策の要請などを実行する。この協議会は上記3種のアクターによる自発的な組織なので法規上や行政上の担保はないが、造成事業を行う事業者が協議会の要請を拒絶することはほとんどないという。この理由として野波・加藤（2010）は、協議会のコアメンバーである恩納村漁協が、漁業権の保持と経済的自立という制度的基盤によって行政からイノーの管理者と承認されていること、およびイノーの持続的利用と漁業振興による雇用創設を通じて住民からの信頼という認知的基盤を獲得していることの2点を明らかにした（図2参照）。アクター間で正当性の相互評価が一致することが、

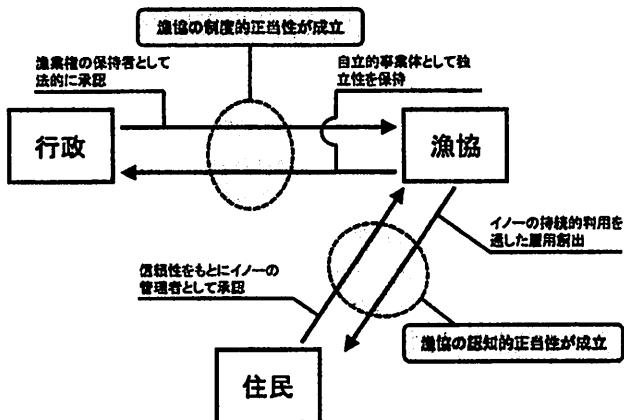


図2 赤土流出対策に関するイノーの共同管理をめぐる村行政(行政)・恩名村漁協(漁協)・一般住民(住民)の間での正当性の相互承認構造(野波・加藤(2010)より)

協議会の要請に法規的・社会的な裏づけを与え、イノーの共同管理を円滑にしたと結論された。

コモンズの管理権や利用権を、人々は誰にどのような根拠から承認するのか。この検証は、水環境を含む自然財の管理をめぐる多様な人々の葛藤を低減し、コモンズの持続的利用を目的とする合意形成を促す上で、重要な意義を持つ。コモンズの持続的利用についてジレンマ構造の面から検証を加えた研究は多くの蓄積があるが(本稿の2.および3.参照)、野波ら(2009)のように正当性の承認という権利構造の枠組みからとらえた実証的研究は、これまでほとんど例がない。コモンズに関わる多様なアクター間での正当性の相互承認構造を明らかにすることは、学術的な面のみならず、実践的な面でも社会的ガバナンスの円滑な構築に寄与するだろう。社会心理学・環境社会学・法学・政治学といった広範な社会科学の分野で、この枠組みにもとづく研究の蓄積が待たれる。

## 5. おわりに

本稿では、水環境に対する社会心理学および環境社会学からのアプローチを紹介した。この分野では、海や森などの自然財、さらにはそれらを保全するための社会的な仕組みそのものをコモンズとみなし、実際に様々な事例を取り上げて検証する調査的研究のほか、主として社会心理学において社会的ジレンマ事態を実験室に再現し、その中で人々の行動を左右する規定因を探求する実験的研究も数多くなされている。今後、これらの知見が学際的に普及し、実践的あるいは学術的に有益な視点として生かされることが望まれる。

## 謝 辞

本稿で論じた今井ら(2010)、野波ら(2009)、および野波・加藤(2010)については、日本学術振興会科学研究費補助金およびクリタ水・環境科学振興財団の助成を受けた。

## 参考文献

- Olson, M. (1971) *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*, 2nd ed., 176pp., Harvard University Press, Massachusetts.
- Kelly, C., and Breinlinger, S. (1996) *The social psychology of collective action: Identity, injustice and gender*, 226pp., Taylor & Francis, London.
- 野波寛, 加藤潤三, 池内裕美, 小杉考司(2002)共有財としての河川に対する環境団体員と一般住民の集合行為:個人行動と集団行動の規定因. *社会心理学研究*, 17, 123-135.
- 野波寛, 加藤潤三(2009)コミュニティ・アイデンティティとトポフィリアが環境配慮行動に及ぼす効果. *心理学研究*, 80, 25-32.
- 広瀬幸雄(1995)環境と消費の社会心理学:共益と私益のジレンマ, 243pp., 名古屋大学出版会, 名古屋.
- 嘉田由紀子(1995)生活世界の環境学:琵琶湖からのメッセージ, 320pp., 長山漁村文化協会, 東京.
- 家中茂(2001)石垣島白保のイノー:新石垣島空港建設計画をめぐって、「コモンズの社会学」(井上真・宮内泰介編), pp.120-141, 新曜社, 東京.
- Tuan Yi-Fu (1974) *Topophilia: A study of environmental perception, attitudes and values*, Englewood Cliff, NJ: Prentice-Hall.
- 熊本一規(1999)海はだれのものか、「自然はだれのものか」(秋道智彌編), pp.138-161, 昭和堂, 京都.
- Turner, R. K., Pearce, D. and Bateman, I. J. (1994) *Environmental economics: An elementary introduction*, Harvester Wheatsheaf.
- 今井葉子, 野波寛, 高村典子(2010)ため池に対する価値観が環境保全の態度と行動意図に与える影響:兵庫県東播磨地域における社会心理学的研究. *農村計画学会誌*, 28, 219-224.
- 井上真(2004)コモンズの思想を求めて:カリマンタンの森で考える, 162pp., 岩波書店, 東京.
- 笹岡正俊(2001)コモンズとしてのサシ:東インドネシア・マルク諸島における資源の利用と管理.「コモンズの社会学」(井上真・宮内泰介編), pp.165-188, 新曜社, 東京.
- 坂本剛, 野波寛, ハスケル敦(2010)コモンズの重層性と草原の価値評価:重層的価値評価に基づく複数のアクターによる政策評価. *日本社会心理学会第51回大会論文集*, 334-335.
- 赤嶺淳(2006)当事者はだれか?:ナマコから考える資源管理、「コモンズをささえるしくみ」(宮内泰介編), pp.173-196, 新曜社, 東京.
- Hardin, G. (1978) Political requirements for preserving our common heritage, in "Wildlife and America" (Ed. Bokaw, P.), pp.310-317, Council on environmental quality.
- Ostrom, E. (1990). *Governing the commons*, 280pp., Cambridge University Press, Cambridge.
- 神野直彦(2005)ソーシャル・ガバナンス:新しい分権・市民社会の構図、「ソーシャル・ガバナンス:新しい分権・市民社会の構図」,(神野直彦・澤井安勇編), pp.1-55, 東洋経済新報社, 東京.
- 中田実(1993)地域共同管理の社会学, 356pp., 東信堂, 東京.
- 野波寛, 加藤潤三, 中谷内一也(2009)コモンズの管理者はだれか?:沖縄本島の赤土流出問題をめぐる多様なアクターの正当性. *社会心理学研究*, 25, 81-91.
- 野波寛, 加藤潤三(2010)コモンズ管理者の承認をめぐる2種の正当性:沖縄本島における赤土流出問題をめぐる社会的ガバナンスの事例調査. *コミュニティ心理学研究*, 13, 152-165.
- Dornbusch, S. M. and Scott, W. R. (1975) *Evaluation and the exercise of authority*, 382pp., Jossey-Bass, San Francisco, California.
- Häkkinen, L. (2007) *Expertise, representation and the common good: Grounds for legitimacy in the urban governance network*. *Urban Studies*, 44, 2147-2162.
- 野波寛, 坂本剛(2010)草原の管理権をめぐる多様なアクターの相互承認構造:内モンゴル自治区における生態移民・都市住民・行政職員の正当性. *日本グループ・ダイナミックス学会第57回大会発表論文集*, 56-57.